

第13回 地方法人課税のあり方等に関する検討会  
議事次第

平成25年9月24日(火)  
15:00～17:00  
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
  - ・ 論点の方向性(案)について
- 3 閉会

配布資料

(資料)論点の方向性(案)について

(参考資料)第11回・第12回検討会提出資料の修正等

# 各論点の方向性(案)

## I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するかについて

I - ② 現在の税源偏在の状況の評価について

I - ③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

## II . 税制における是正方策と地方法人課税のあり方について

II - ① 地方法人所得課税のあり方について

II - ② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について

II - ③ 分割基準・清算基準について

II - ④ 地方共同税について

# I . 税源の偏在性について

## I-① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて

- 地方団体は行政サービスを提供する主体であり、税源の偏在の是正を考える際には、単に人口一人当たり税収等で示される税源の偏在の状況だけをみるのではなく、サービス水準の格差につながる財政力の格差を考慮に入れる必要があるのではないか。
- 人口一人当たりの一般財源については、地方団体が法令により義務づけられた事務を相当量行っていることに対し、地方交付税等で財源保障を行っていることの影響が大きいため、地方団体独自の行政サービス等の格差を示すものとなっておらず、財政力格差の判断に用いるには不十分ではないか。
- 地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置付けられており、これを上回る歳入は留保財源又は財源超過額となる。留保財源や財源超過額は、地方団体が独自の行政を行うための財政需要に充てられ、その大きさは財政運営の自由度を示す一つの指標となることから、財政力の格差の判断に用いることができるのではないか。
- いずれにしても、税源の偏在性・財政力の格差については、特定の一つの指標でとらえるべきではなく、複数の指標を用いて総合的に判断されるべきものではないか。

## I－② 現在の税源偏在の状況の評価について

- 今回の税制抜本改革法による地方消費税率の引き上げは、社会保障財源の確保と地方財政の健全化を目的として行われた改革であるが、地方消費税率の引き上げにより、人口一人当たり税収額等を見た場合、税源偏在が緩和されることについては評価できるのではないかと。
- 一方で、地方消費税の税率引き上げに合わせて、仮に地方法人特別税・譲与税を廃止し事業税に復元すると、現状より税源偏在・財政力格差は拡大し、平成17年度当時の水準に戻ることをどう考えるか。

その際、当時の税源偏在・財政力格差の状況を踏まえて、その是正が必要として平成20年度税制改正で地方法人特別税・譲与税を成立させた国会の意思を踏まえる必要があるのではないかと。また、当時、地方消費税と地方法人二税の税源交換が議論となっていたことをどう考えるか。
- 今回の地方消費税の税率引き上げについては、「偏在性の小さい地方税体系の構築」という観点からは道半ばとの評価をどう考えるか。

## I－③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

- 税制抜本改革に伴う地方消費税の増収により、人口一人当たり税収額等で見たと税源偏在は緩和されるが、その一方で不交付団体において財源超過額が更に増加することについては、交付団体においてなお大きな財源不足額がある現状を踏まえれば、何らかの是正措置が必要と考えるべきではないか。

その際、地方消費税の増収分は社会保障財源とされていることに留意する必要があるのではないか。

さらに、景気回復により税収がさらに伸びるとすれば、税源偏在はさらに拡大するという点についても留意する必要があるのではないか。

- 地方法人特別税・譲与税制度の見直しに係る判断については、地方消費税の税率引上げ後の地方税財政の姿を踏まえて検討すべきではないか。

## Ⅱ．税制における是正方策と 地方法人課税のあり方について

## Ⅱ－① 地方法人所得課税のあり方について

- 地方法人課税は、行政サービスから受益する法人に負担を求める重要な役割を担うものであり、一定の負担を維持するべきではないか。
- その際、税源の偏在度や税収の年度間の安定性を考慮すると、法人所得課税より法人の事業活動規模に応じて課税する外形標準課税の方が、地方税として適当ではないか。
- 地方法人二税を比較する上では、偏在度が高く税収の変動が大きい法人住民税(法人税割)よりも、外形標準課税が一部導入され偏在度が比較的低く税収が安定的な法人事業税の方を、より重視すべきといえるのではないか。
- 地方法人所得課税は税収の変動が大きいことを考慮すれば、法人税収を帰属させる課税団体についてはある程度の大きさが必要といえるのではないか。  
また、法人には投票権がないが、課税団体がある程度大きい方が、株主が課税の意思決定に関与する可能性が高まるのではないか。
- 市町村間の税源偏在については、景気の変動に伴い大きな格差が生じている現状等を踏まえれば、是正する必要があるのではないか。

## Ⅱ－① 地方法人所得課税のあり方について（続き）

- 地方法人所得課税は、偏在度が高く税収の安定性に欠けるという問題点があるが、一方で地方団体にとっては企業誘致等の税源涵養のインセンティブとなっていることをどう考えるか。
- 法人課税については、法人税を含めた法人実効税率の引下げを求める意見があるが、国際競争力は法人実効税率の水準のみで決まるものではないのではないか。  
また、国際比較において日本は地方の法人課税の負担が大きいとの意見があるが、地方の提供する行政サービスが国際的にみても大きいことを同時に考慮する必要があるのではないか。

## Ⅱ－② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について

- 地方分権の推進の観点からは地方税の充実を図ることが基本であり、そのため、偏在性の小さい税体系の構築に向けて、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討すべきではないか。
- また、地方団体間の財政調整については地方交付税制度で行うことが基本であるが、その機能上、不交付団体を含めた地方団体間の財政調整には限界があることを踏まえて、まず税制において、どのような対応があり得るかを検討すべきではないか。  
その際には、事業税よりも偏在度が高く税収の変動が大きい法人住民税(法人税割)について対応することを検討してはどうか。
- 譲与税において、これまでの経緯も踏まえつつ、財政力格差の是正のために、どのような措置がありうるのかについて、検討すべきではないか。

## Ⅱ－② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について(続き)

- 地方法人特別税・譲与税制度は暫定措置として導入されたものであるが、こうした措置が、どこまで許容されるのかについて検討する必要があるのではないか。
- これらの検討に当たっては、地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担を踏まえた整理が必要ではないか。

## Ⅱ－③ 分割基準・清算基準について

- 地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるもの。

分割基準と清算基準はこれらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適当ではないのではないか。

## Ⅱ－④ 地方共同税について

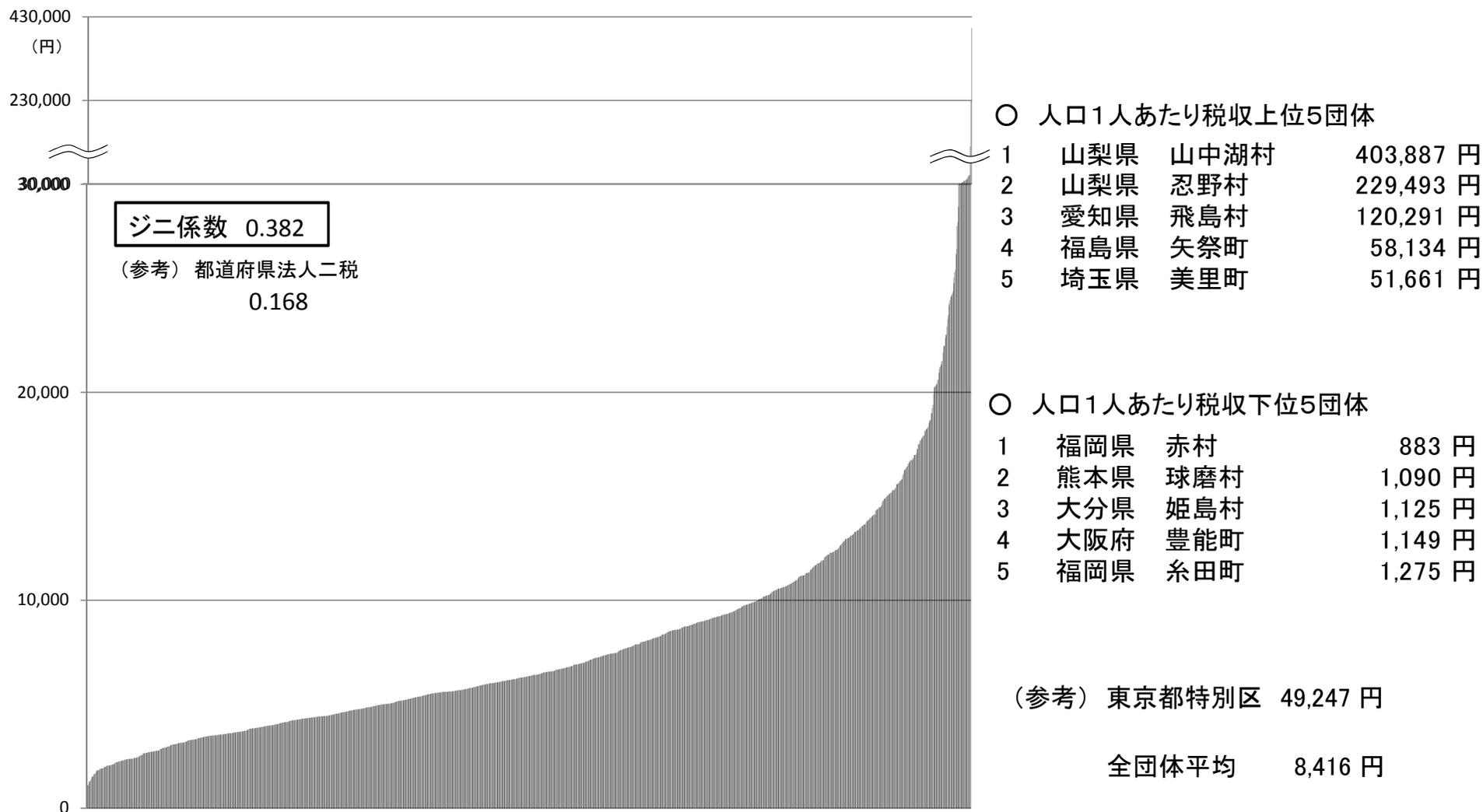
○ 地方共同税については、

- ・ 各地方団体における受益に応じて法人に負担を求めるという地方法人課税の根拠との関係をどう説明するか、
- ・ 財源を拠出する側の地方団体の参画をどのように確保するか、
- ・ 制度の運営はどのような主体が担うのか、

など制度化に当たって多くの論点が存在するため、まずは、これらについて整理することが必要ではないか。

# 參考資料

## 法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)

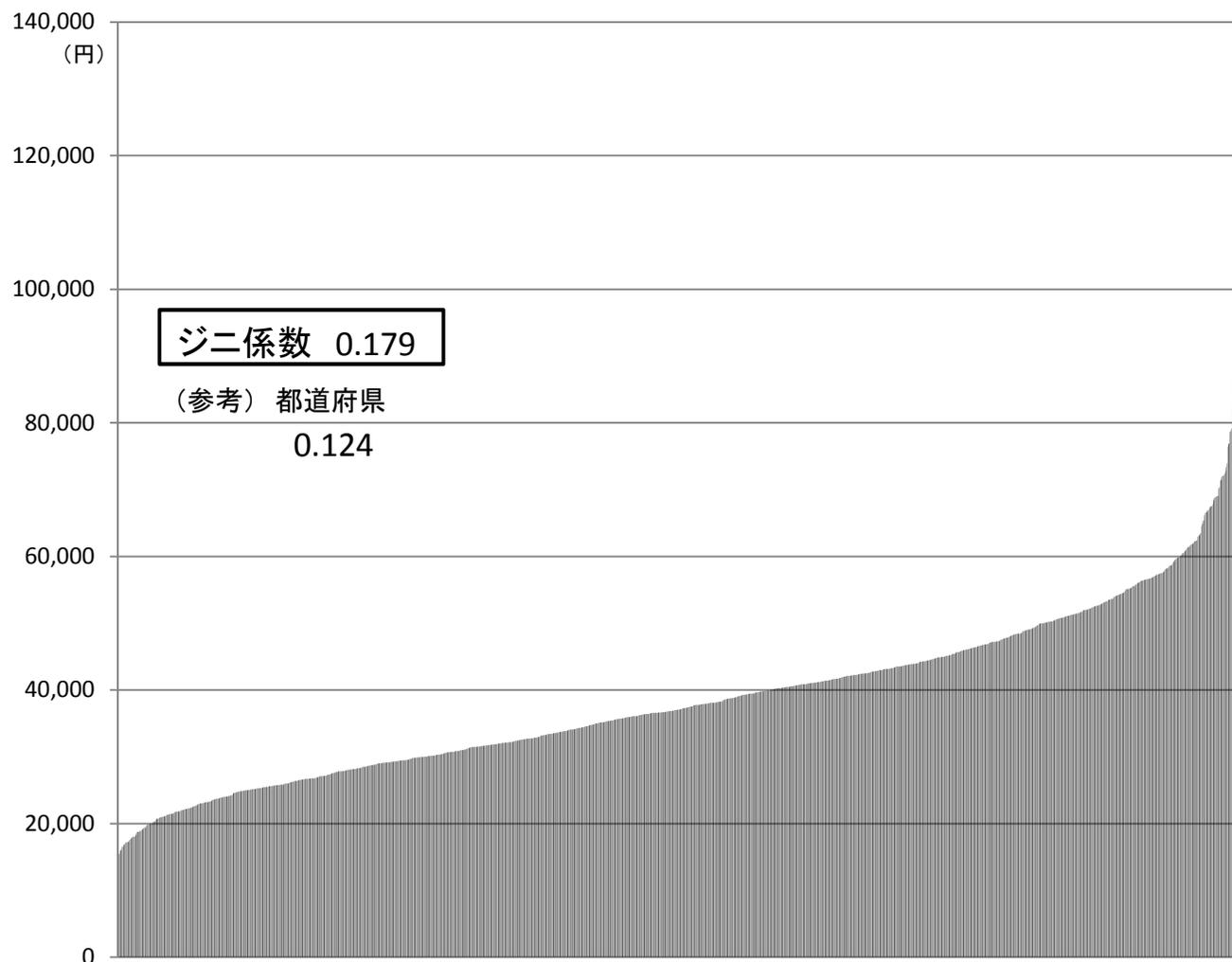


※ 税収は平成23年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により規定されている「特定被災区域」を含まない。

## 個人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



### ○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	兵庫県	芦屋市	114,707	円
2	東京都	武蔵野市	111,937	円
3	千葉県	浦安市	98,435	円
4	東京都	小笠原村	96,276	円
5	東京都	特別区	95,594	円

### ○ 人口1人あたり税収下位5団体

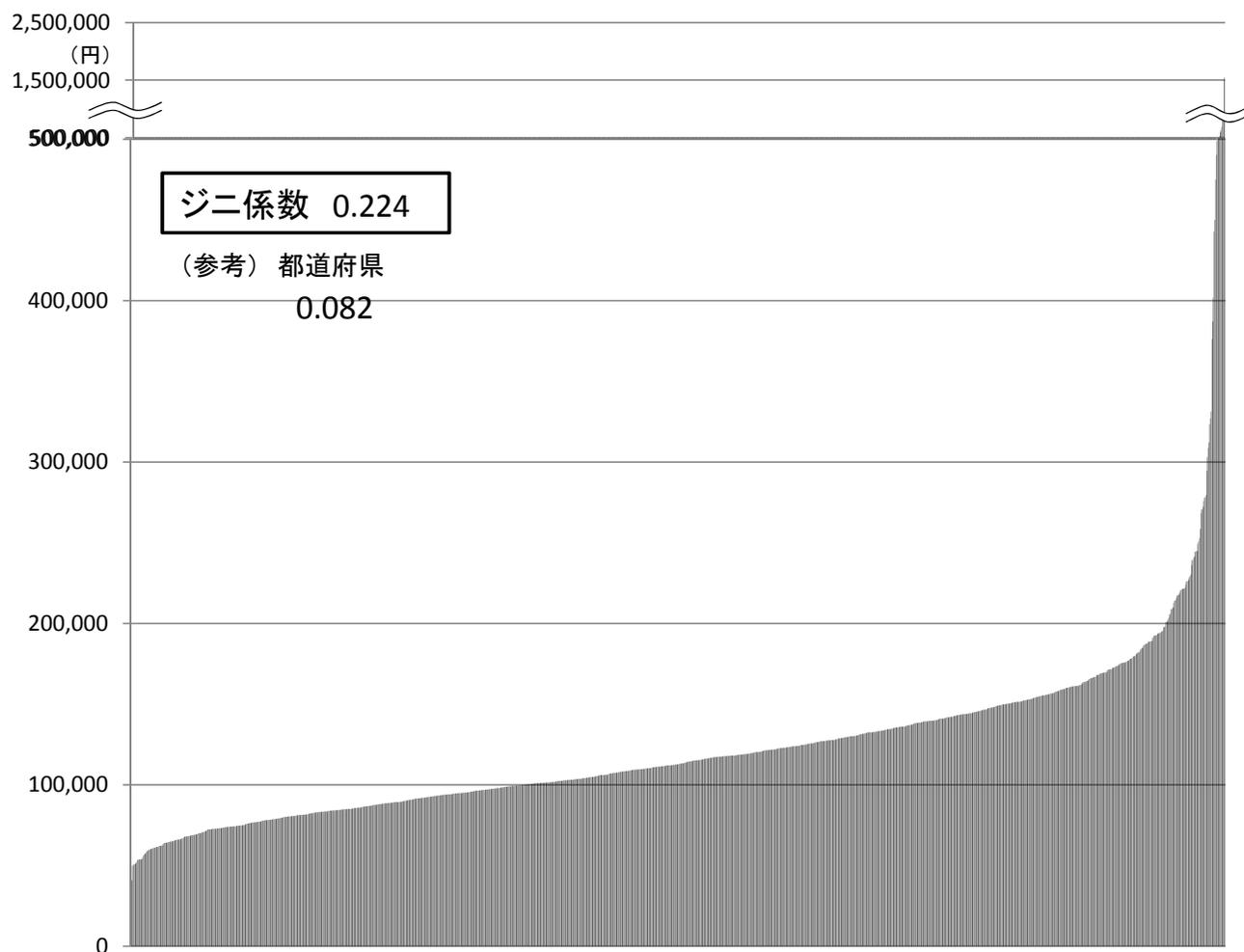
1	鹿児島県	伊仙町	14,626	円
2	沖縄県	大宜味村	15,475	円
3	熊本県	産山村	15,878	円
4	熊本県	球磨村	15,963	円
5	沖縄県	今帰仁村	16,160	円

(参考) 東京都特別区 95,594 円

全団体平均 38,737 円

- ※ 税収は平成23年度の決算における所得割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。
- ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。
- ※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により規定されている「特定被災区域」を含まない。

## 市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



### ○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	北海道	泊村	1,550,247	円
2	群馬県	上野村	1,508,088	円
3	長野県	南相木村	936,845	円
4	愛知県	飛島村	863,266	円
5	山梨県	山中湖村	686,995	円

### ○ 人口1人あたり税収下位5団体

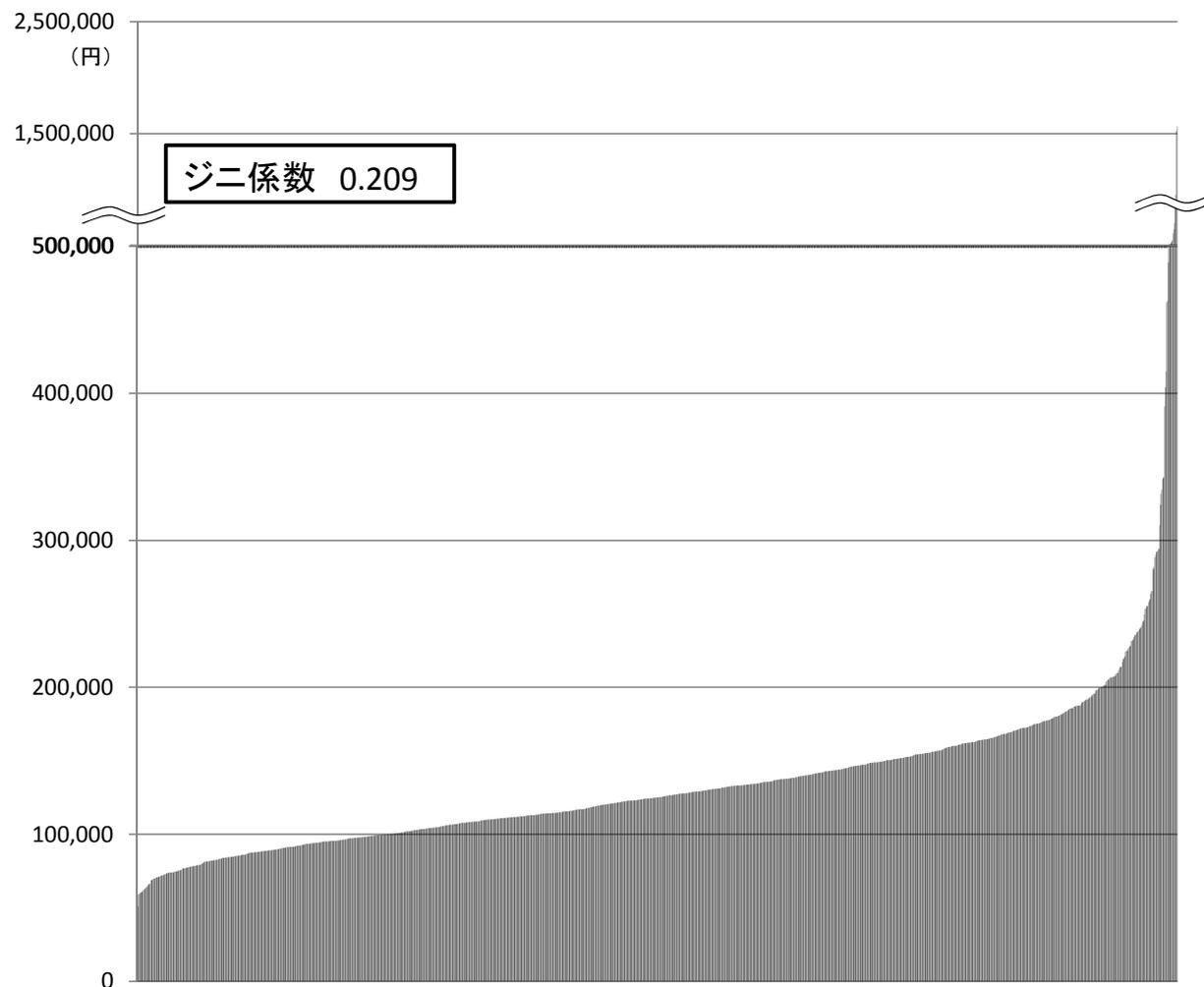
1	鹿児島県	伊仙町	39,833	円
2	北海道	上砂川町	40,952	円
3	大分県	姫島村	50,025	円
4	北海道	歌志内市	50,229	円
5	鹿児島県	大和村	50,882	円

(参考) 東京都特別区 323,371円

※ 税収は平成23年度の決算値であり、超過課税分を含まない。  
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

全団体平均 126,099円

## 市町村税＋税交付金の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



### ○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	北海道	泊村	1,567,362	円
2	群馬県	上野村	1,525,578	円
3	長野県	南相木村	954,214	円
4	愛知県	飛島村	899,166	円
5	山梨県	山中湖村	701,331	円

### ○ 人口1人あたり税収下位5団体

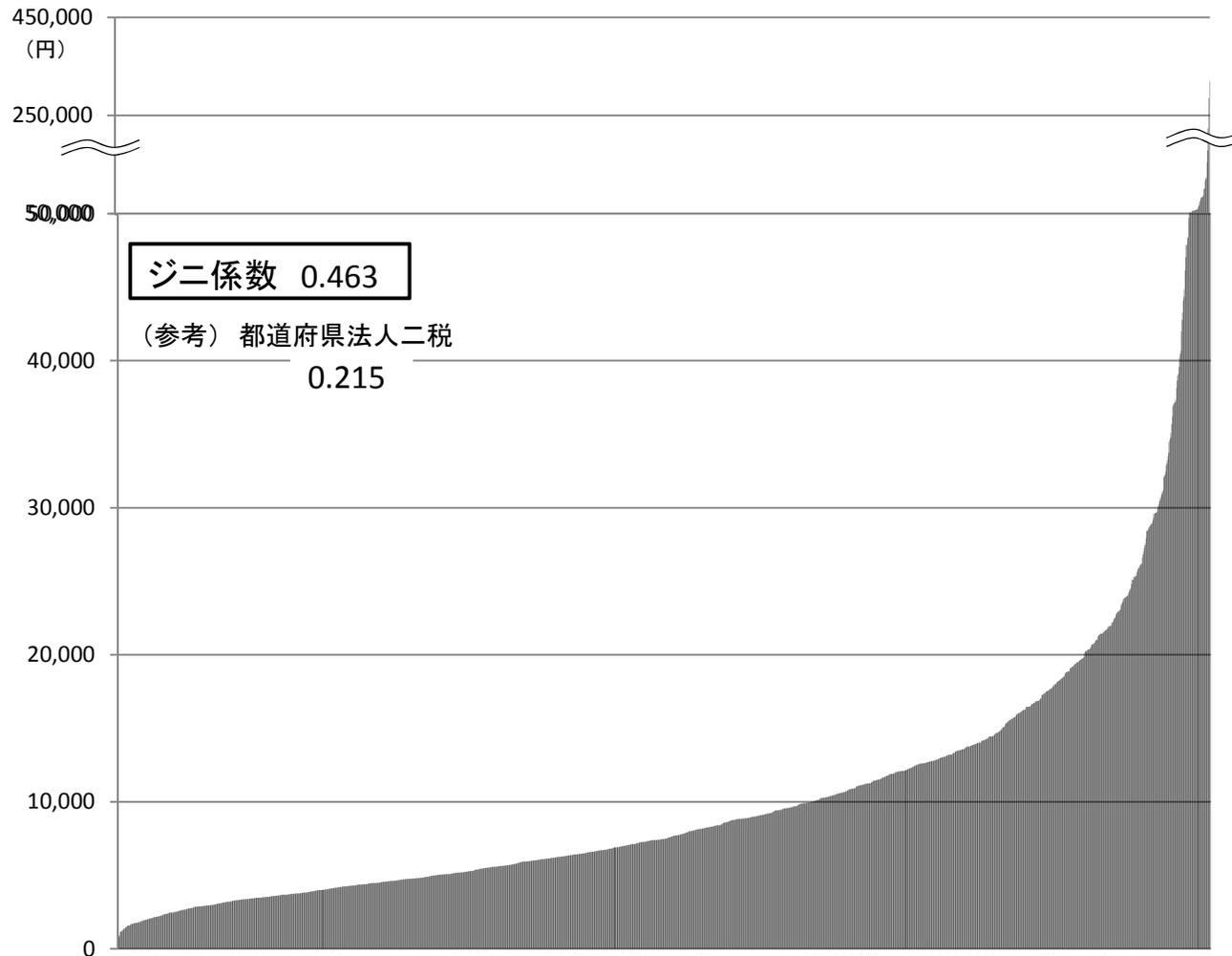
1	鹿児島県	伊仙町	48,111	円
2	北海道	上砂川町	51,184	円
3	大分県	姫島村	59,169	円
4	福岡県	糸田町	59,588	円
5	福岡県	赤村	60,094	円

(参考) 東京都特別区 341,837円

全団体平均 138,151円

- ※ 税収は平成23年度の決算値であり、超過課税分を含まない。
- ※ 税交付金は、利子割、配当割、株式譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税の各交付金の合計値である。
- ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

## 法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



### ○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	山梨県	山中湖村	319,915 円
2	山梨県	忍野村	285,365 円
3	愛知県	飛島村	224,008 円
4	福島県	西郷村	178,677 円
5	愛知県	田原市	155,228 円

### ○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	福岡県	赤村	582 円
2	大分県	姫島村	821 円
3	熊本県	産山村	917 円
4	熊本県	球磨村	1,128 円
5	熊本県	山江村	1,155 円

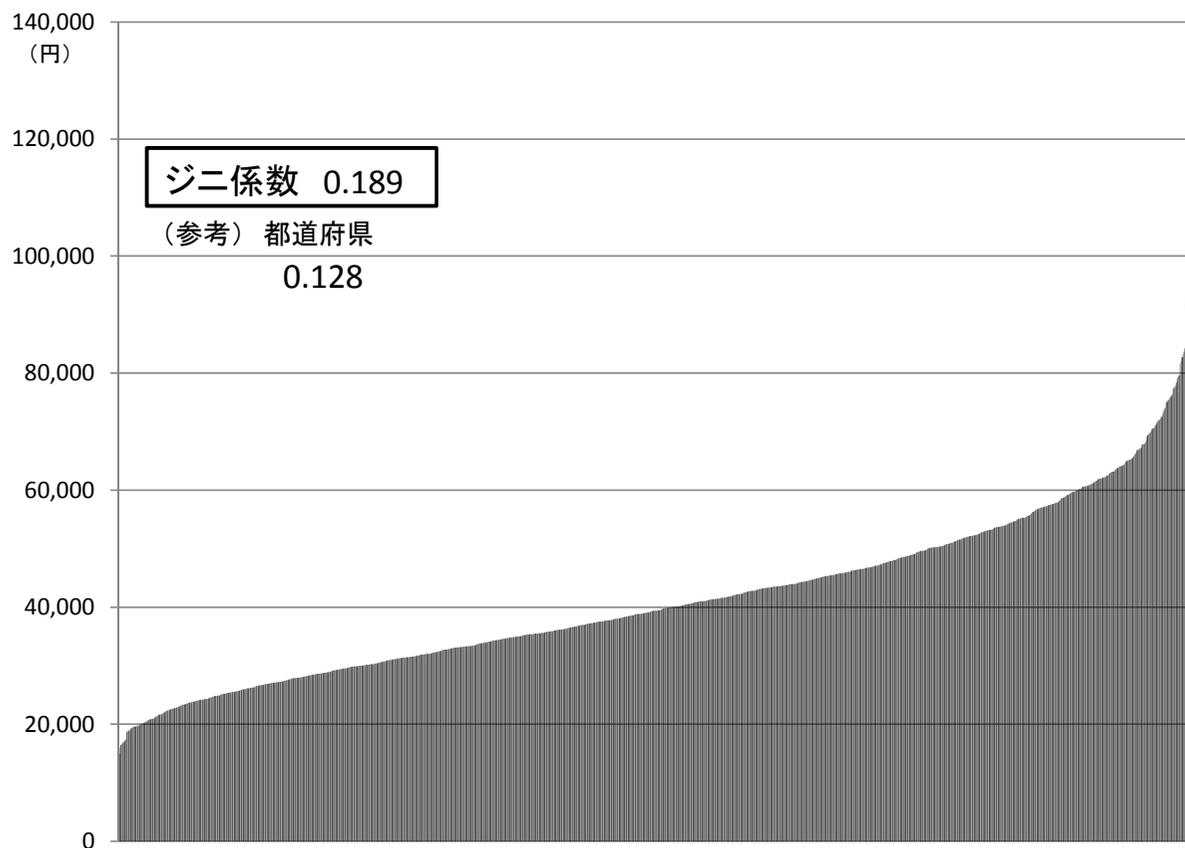
(参考) 東京都特別区 83,738 円

全団体平均 11,504 円

※ 税収は、平成19年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

## 個人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



### ○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	兵庫県	芦屋市	128,455 円
2	東京都	武蔵野市	116,463 円
3	東京都	青ヶ島村	107,139 円
4	千葉県	浦安市	106,482 円
5	東京都	小笠原村	105,151 円

### ○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	14,468 円
2	青森県	西目屋村	14,993 円
3	沖縄県	多良間村	16,080 円
4	熊本県	球磨村	16,500 円
5	沖縄県	本部町	16,556 円

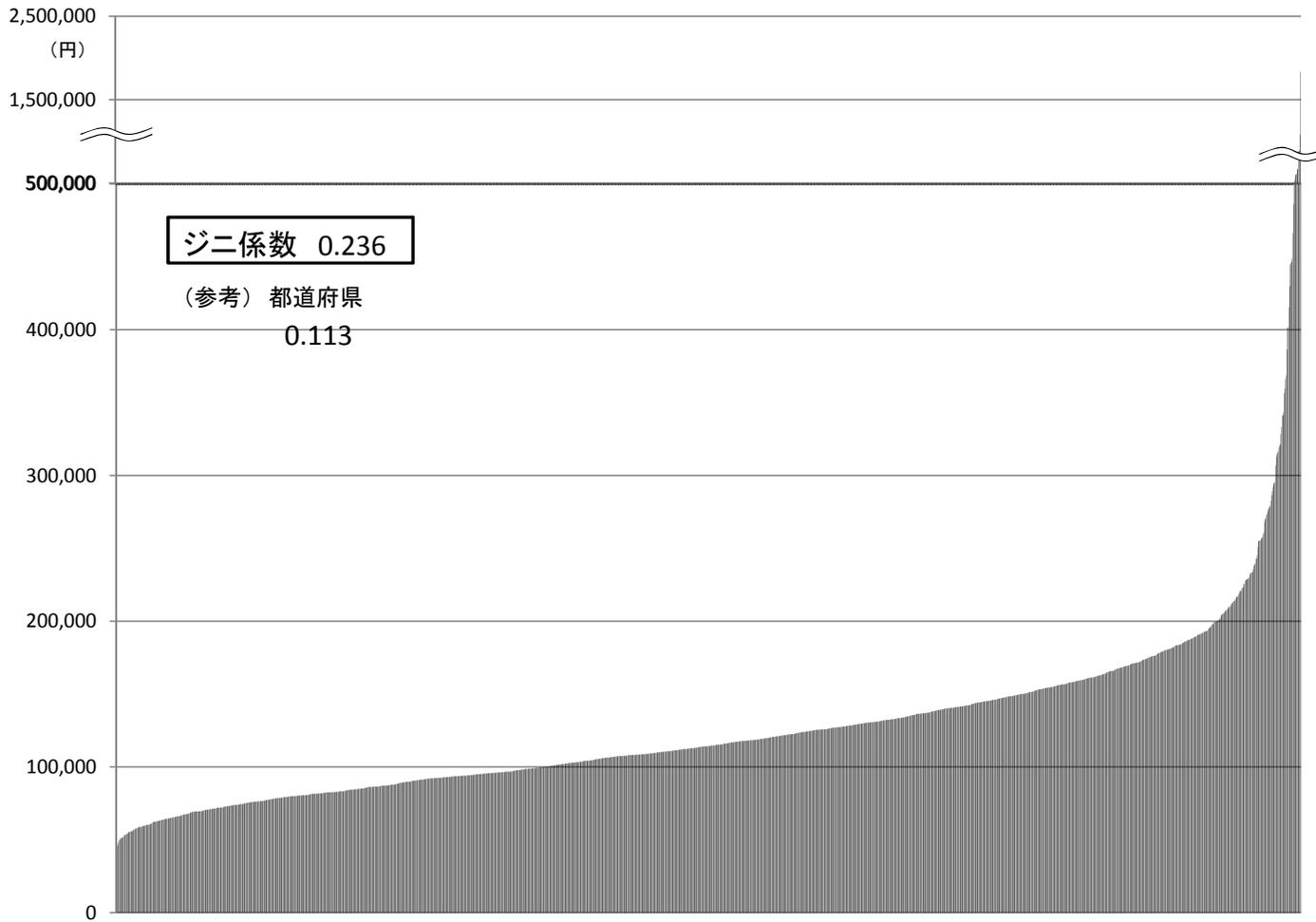
(参考) 東京都特別区 103,365 円

全団体平均 41,568 円

※ 税収は、平成19年度の決算における所得割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

## 市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



### ○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	群馬県	上野村	1,837,561 円
2	長野県	南相木村	1,081,970 円
3	愛知県	飛島村	895,219 円
4	福島県	檜枝岐村	883,907 円
5	北海道	泊村	672,917 円

### ○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	41,031 円
2	北海道	上砂川町	46,045 円
3	鹿児島県	大和村	47,873 円
4	沖縄県	伊平屋村	49,436 円
5	長崎県	小値賀町	49,858 円

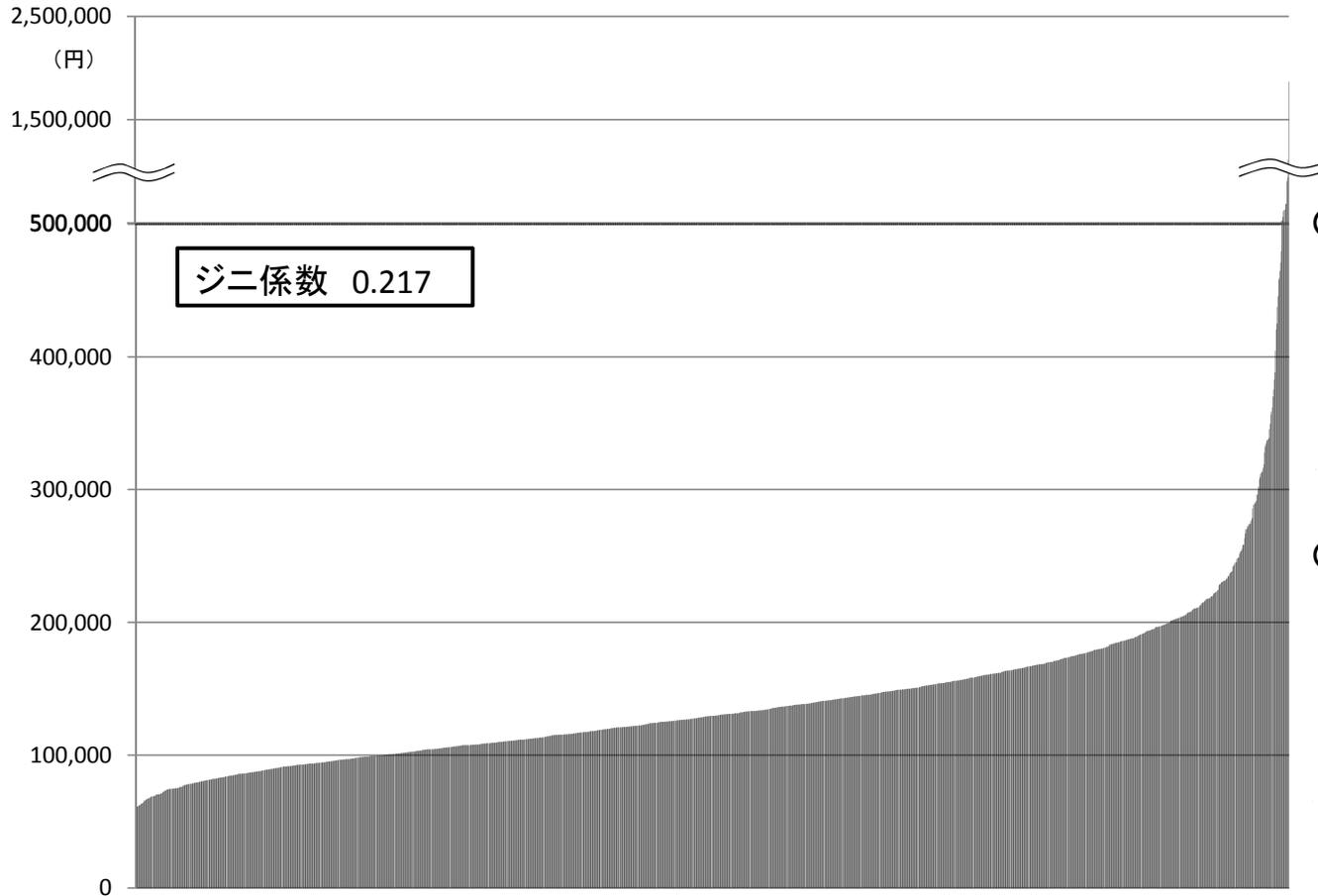
(参考) 東京都特別区 366,173 円

全団体平均 129,271 円

※ 税収は、平成19年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

## 市町村税＋税交付金の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



### ○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	群馬県	上野村	1,868,857 円
2	長野県	南相木村	1,112,496 円
3	愛知県	飛島村	940,619 円
4	福島県	檜枝岐村	904,558 円
5	北海道	泊村	691,987 円

### ○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	51,502 円
2	北海道	上砂川町	58,437 円
3	鹿児島県	大和村	61,418 円
4	大分県	姫島村	61,486 円
5	長崎県	小値賀町	61,856 円

(参考) 東京都特別区 388,440 円

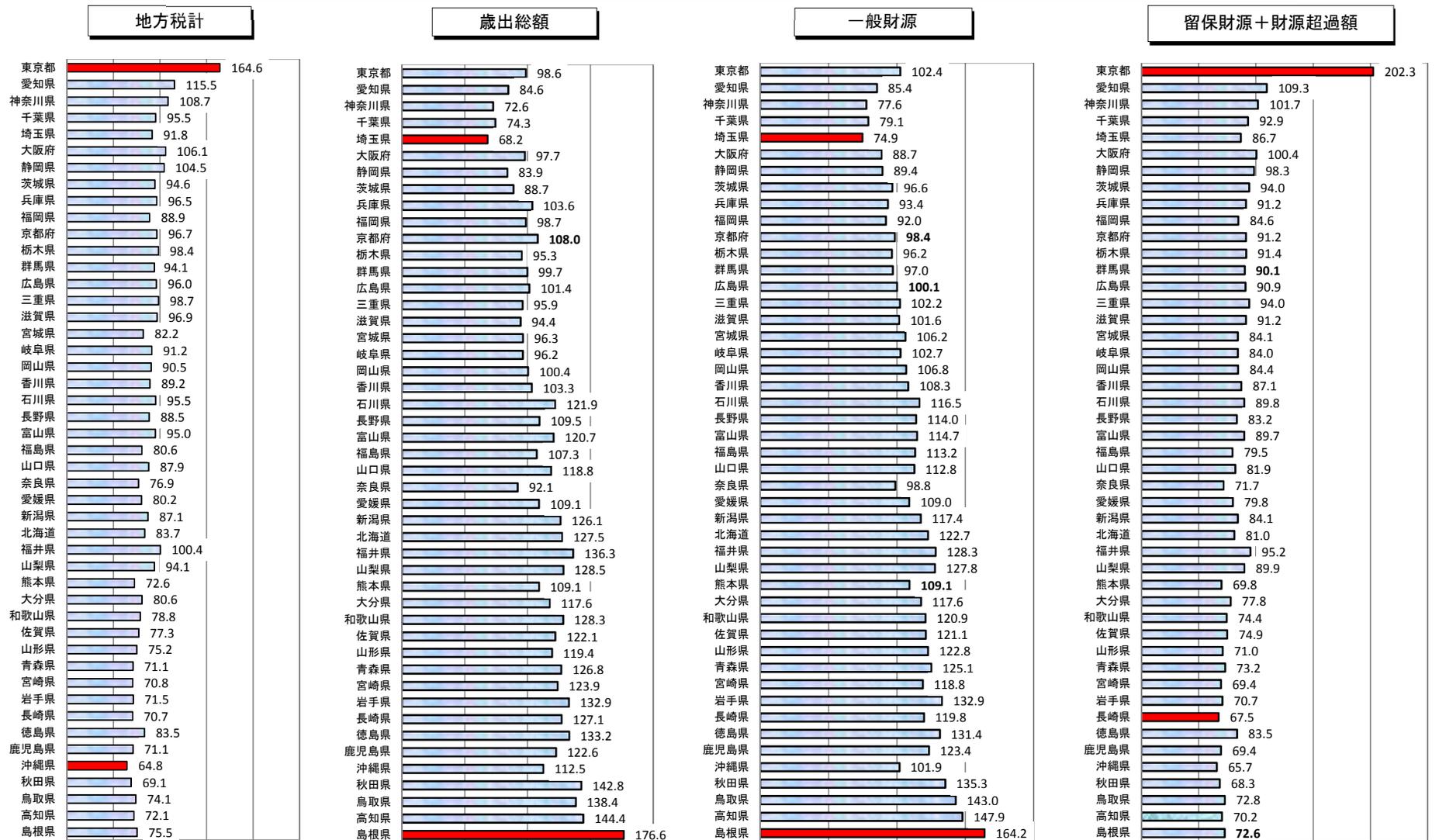
全団体平均 144,074 円

※ 税収は、平成19年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 税交付金は、利子割、配当割、株式譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税の各交付金の合計値である。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成23年度）



最大/最小: 2.5倍  
 東京都のシェア 16.5%  
 35.2兆円

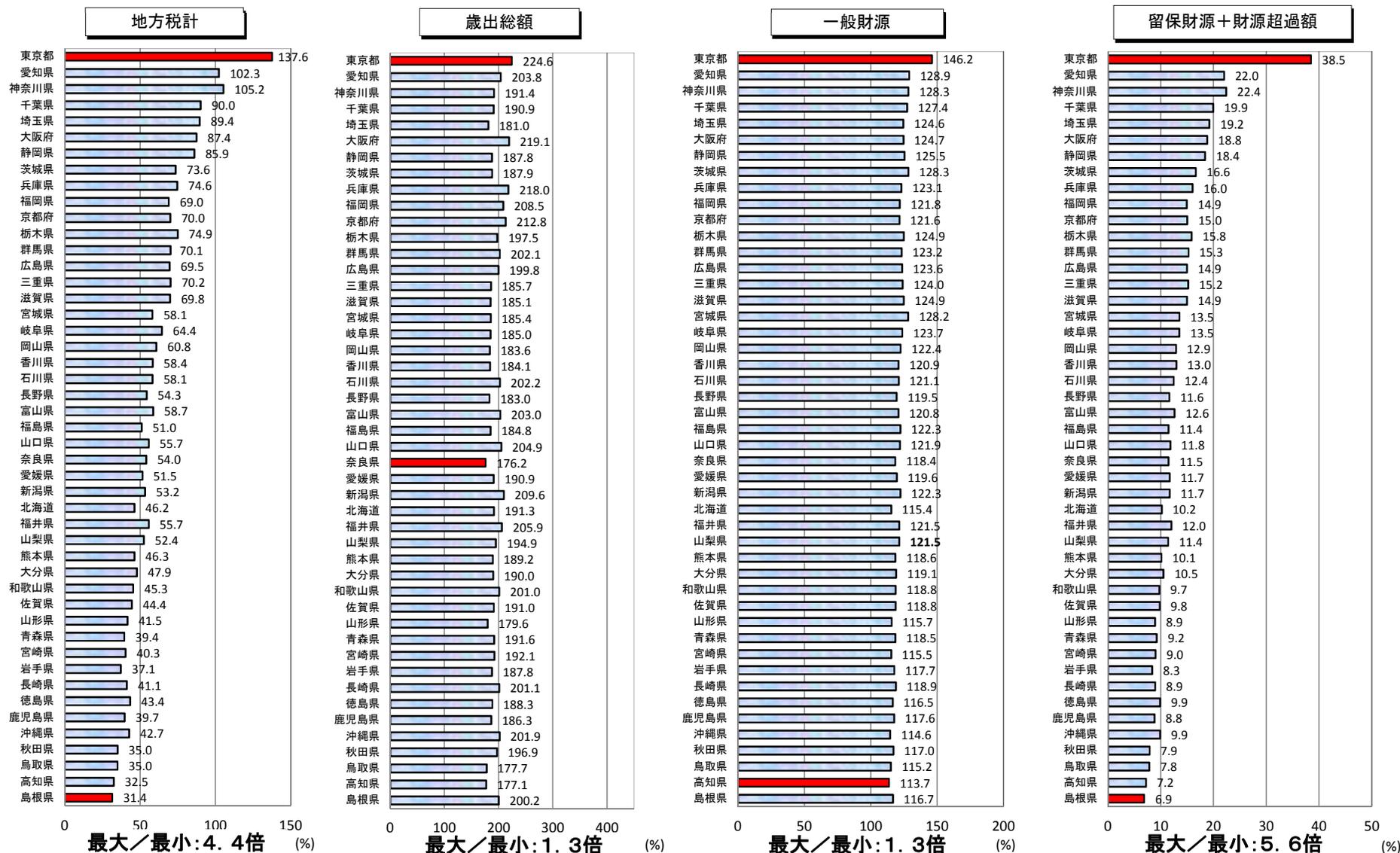
最大/最小: 2.6倍  
 東京都のシェア 9.9%  
 95.9兆円

最大/最小: 2.2倍  
 東京都のシェア 10.3%  
 60.1兆円

最大/最小: 3.1倍  
 東京都のシェア 20.3%  
 8.0兆円

※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体（臨時財政対策債発行可能額振替前）について財源超過額を加算した数値である  
 ※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額  
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※人口は平成23年度末時点の住民基本台帳人口による  
 ※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

# 税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税率収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成23年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

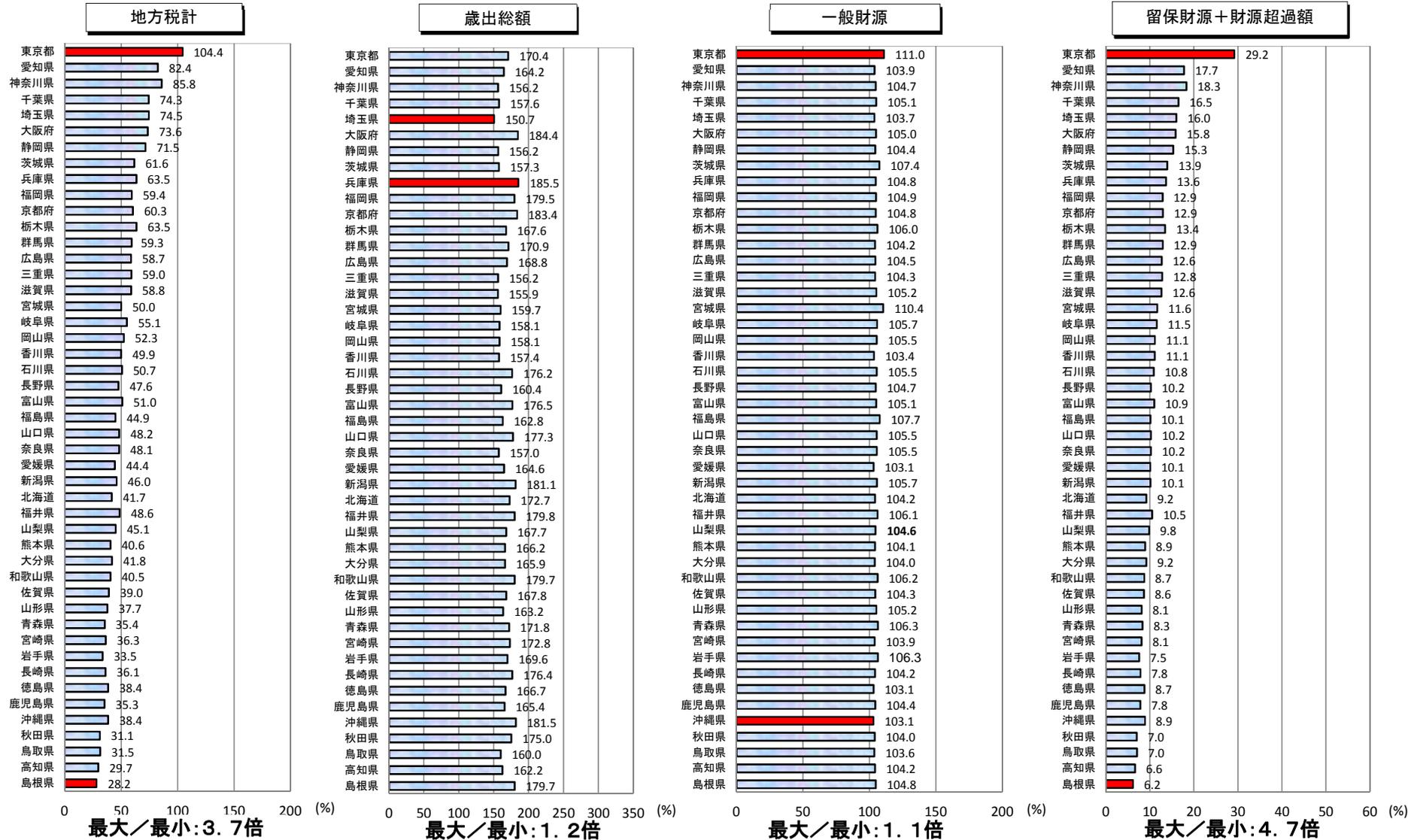
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

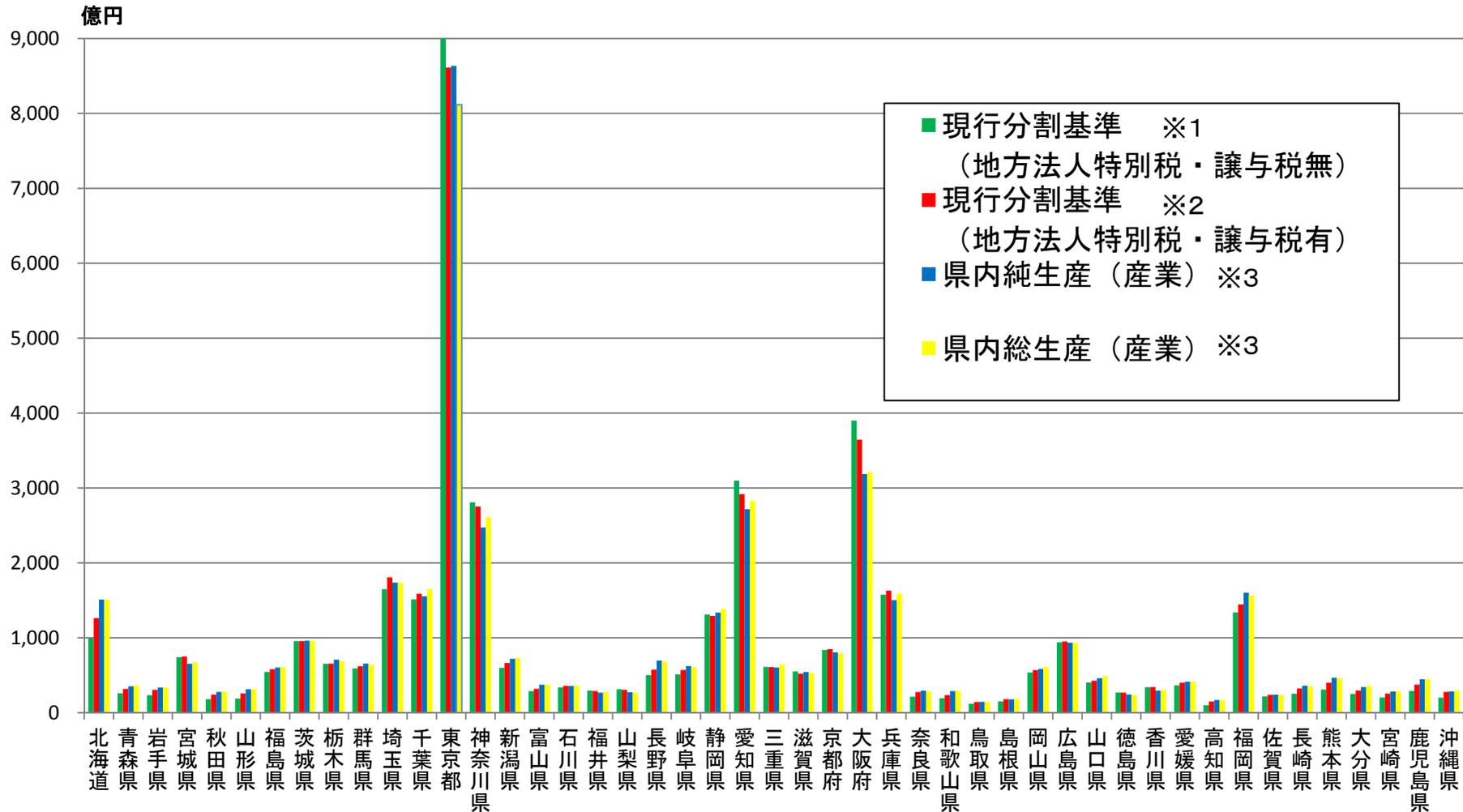
※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

# 税收等(県・市町村分合計)の標準財政規模に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である  
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である  
 ※「標準財政規模」は、平成23年度決算の数値  
 ※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額  
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※「最大/最小」は、各都道府県ごとの標準財政規模に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である  
 ※団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。  
 ※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

# 分割法人の税収分布のシミュレーション（都道府県分・平成22年度）



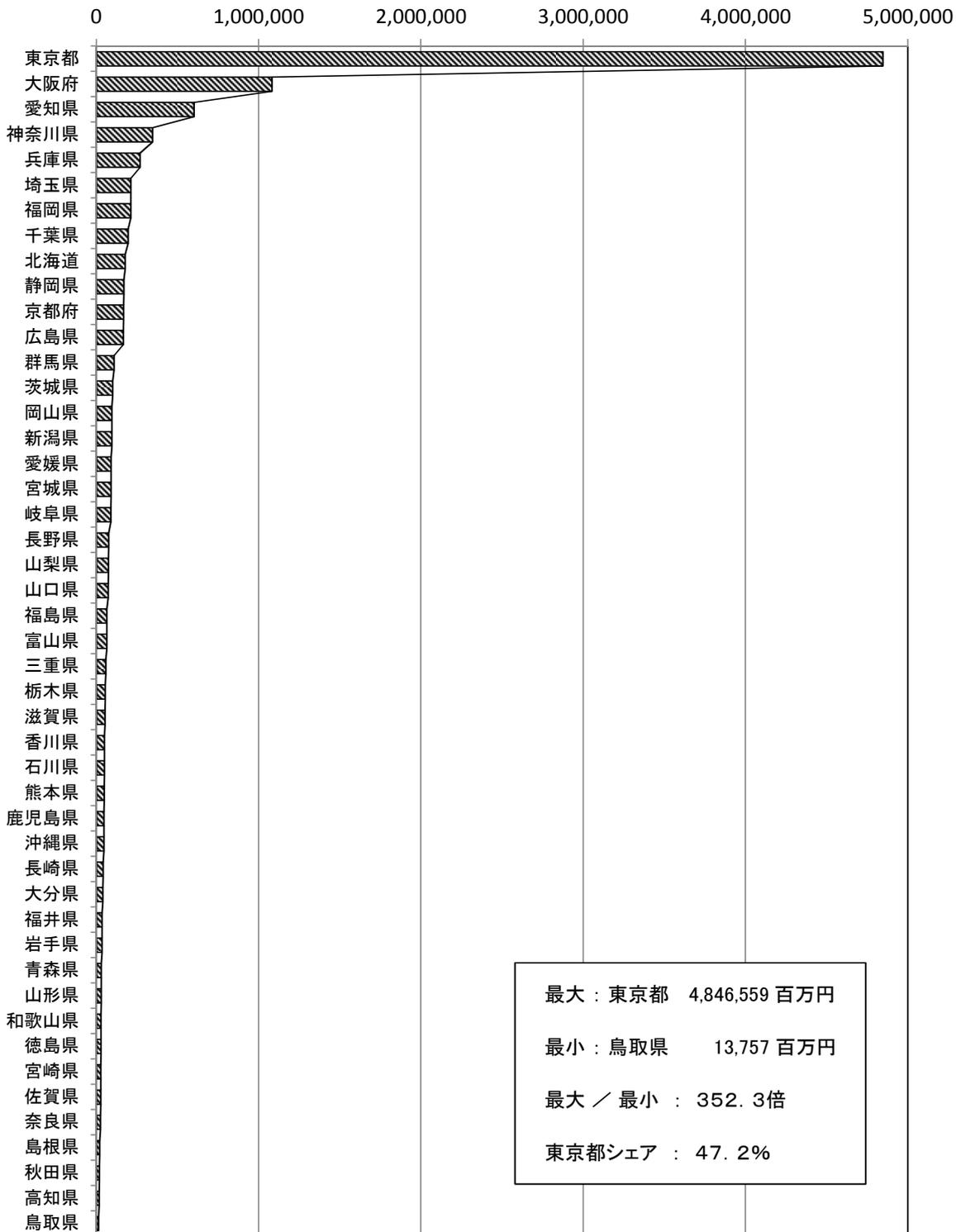
※1 「分割法人の法人税割(都道府県分)の各都道府県のシェアごとに全国の法人税割総額(都道府県分)を割り付けた額」+「分割法人の法人事業税の各都道府県のシェアごとに全国の法人事業税額を割り付けた額」+「地方法人特別税を事業税に還元して分割法人の法人事業税の各都道府県のシェアごとに割り付けた額」

※2 「分割法人の法人税割(都道府県分)の各都道府県のシェアごとに全国の法人税割総額(都道府県分)を割り付けた額」+「分割法人の法人事業税の各都道府県のシェアごとに全国の法人事業税額を割り付けた額」+地方法人特別譲与税

※3 県内純生産(産業分 317兆円)、県内総生産(産業分 440兆円)の各都道府県のシェアごとに法人税割(都道府県分)、法人事業税及び地方法人特別税の総額を割り付けた額(「県民経済計算(内閣府)」より作成)

# 法人税(国税)の収納済額 (税務署所在都道府県別) (平成23年度)

(百万円)

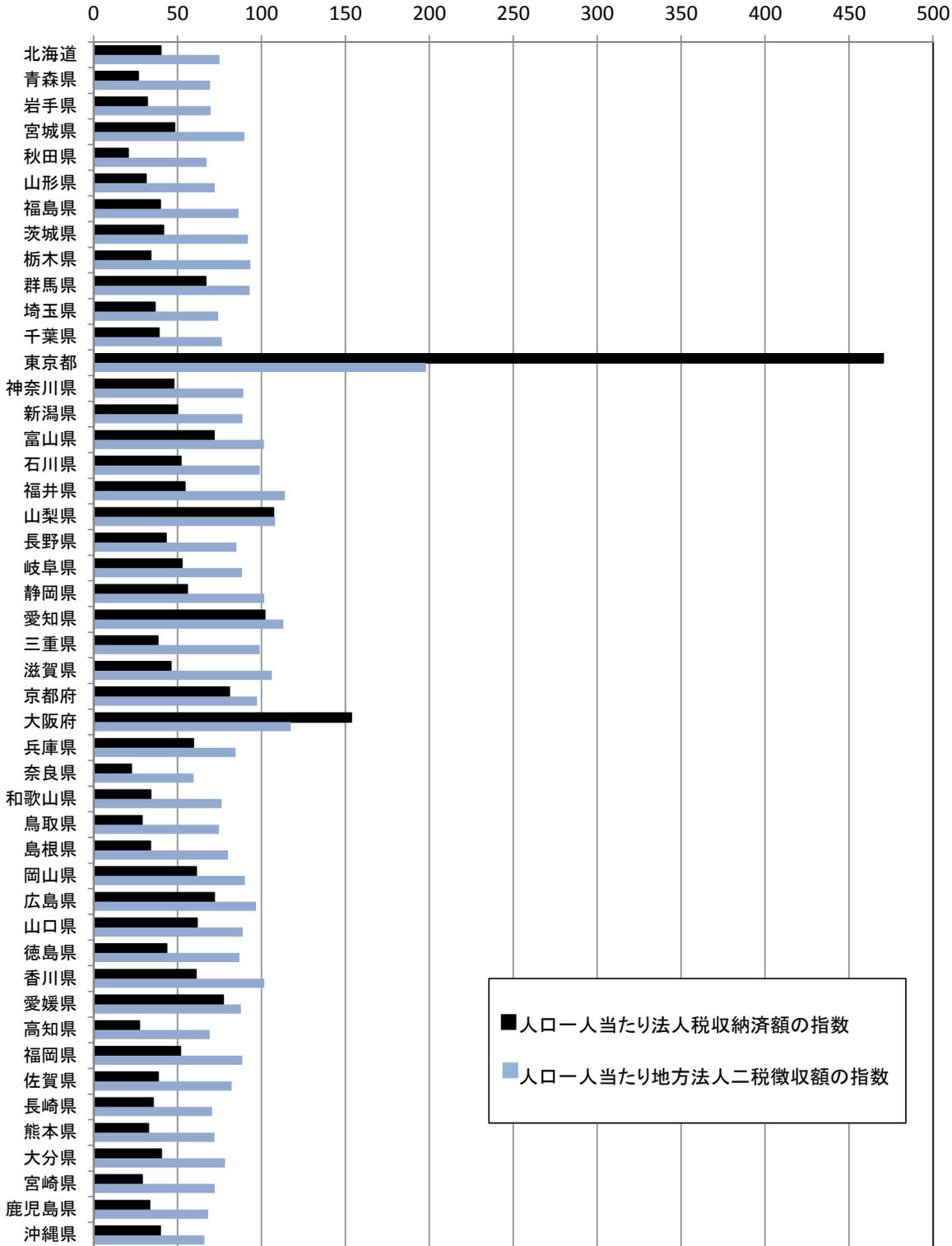


※ 「統計年報(国税庁)」より作成

- 法人税法においては、本店が所在する管轄の税務署に、全国に展開する各支店・各事業所分の所得を含めて全事業所得分の税額を一括して納付することとなっている。
- 法人税の徴収については、税務署で行われているほか、必要に応じて税務署長から管轄の国税局長に引き継ぎが行われることがある(国税通則法第43条第3項)。国税局で徴収される割合は、全体の収納済額の約0.2%である。

## 法人税と地方法人二税の各都道府県別の 指数(人口一人当たり)比較 (平成23年度)

(指数)



※ 「統計年報(国税庁)」より作成

- 法人税法においては、本店が所在する管轄の税務署に、全国に展開する各支店・各事業所分の所得を含めて全事業所得分の税額を一括して納付することとなっている。
- 法人税の徴収については、税務署で行われているほか、必要に応じて税務署長から管轄の国税局長に引き継ぎが行われることがある(国税通則法第43条第3項)。国税局で徴収される割合は、全体の収納済額の約0.2%である。
- 人口は平成23年度末時点の住民基本台帳人口による。

地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書  
(平成7年3月 (財)自治総合センター)

【地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究会委員】

※役職はいずれも当時

- |         |                   |         |              |
|---------|-------------------|---------|--------------|
| ○ 橋本 徹  | 大阪学院大学経済学部教授(委員長) |         |              |
| ○ 林 健久  | 流通経済大学経済学部教授      | ○ 荻野 義人 | 東京都主税局税制担当部長 |
| ○ 神野 直彦 | 東京大学経済学部教授        | ○ 尾澤 詳憲 | 横浜市財政局主税部長   |
| ○ 碓井 光明 | 東京大学法学部教授         | ○ 黒沢 宥  | 消防庁次長        |
| ○ 田近 栄治 | 一橋大学経済学部教授        | ○ 嶋津 昭  | 自治省財政担当審議官   |
| ○ 伊東 弘文 | 九州大学経済学部教授        | ○ 成瀬 宣孝 | 自治省税務担当審議官   |
| ○ 水野 忠恒 | 早稲田大学法学部教授        | ○ 西川 一誠 | 国土庁防災担当審議官   |
| ○ 小川 徳治 | 東京湾横断道路株式会社       | ○ 細野 光弘 | 自治省税務局企画課長   |

## 地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書 (平成7年3月 (財)自治総合センター)

### 【地方譲与税制度とは】

- 地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度(注:当時)としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス税・航空機燃料税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の2つのパターンに分けることができる。
  
- その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。
  
- その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路税譲与税は前者であり、地方譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

## 地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書 (平成7年3月 (財)自治総合センター)

### 【地方譲与税の性格】

○ 地方譲与税のうち、特別とん譲与税は、その創設の経緯及び譲与の仕組みからいってほぼ地方税に近い性格を有するが、その他の地方譲与税は、いわば、地方税と地方交付税の中間に位する性格を有するものといえる。すなわち、地方独立財源としての性格からみれば、それが直接地方団体によって賦課徴収されるものではなく、徴収の源泉地とは直接関係の無い別の基準によって配分されるものであるが故に地方税と比べると地方独立財源としての性格は弱い。

一方、その基準は、地方交付税のように需要と収入について複雑な計算を行った上でその差を補填するというような方法と異なり、人口・従業者数あるいは道路の延長・面積などの課税標準に代わる外形基準で按分するという比較的単純な方法によっているため、地方団体としては、全国収入総額の見込さえ分かれば、自動的にその配分額を予想し得る仕組みとなっている。その意味で、地方交付税と比べれば地方独立財源としての性格は強いといえる。

## 所得譲与税(平成16年度～平成18年度)

- 三位一体の改革において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うまでの間の暫定措置として、平成16年度～平成18年度に設けられた譲与税。
- 平成16・17年度は、税源移譲額を人口を基準として都道府県(1/2(17年度は3/5))及び市町村(1/2(17年度は2/5))に譲与。

平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととし、所得譲与税は、それまでの間の暫定措置として、所得税収のうち4,249億円を地方へ譲与するものであるが、その創設自体が国から地方への税源移譲として位置づけられるものである。

(略)

所得譲与税は、その2分の1に相当する額を都道府県に対し、その2分の1に相当する額を市町村に対し譲与するものとされている。これは、税源移譲の前提となった見直しが行われた国庫補助負担金のうち、都道府県に対するもの(義務教育費国庫負担金(共済長期等)等)と市町村に対するもの(児童保護費負担金(うち公立保育所運営費)、介護保険事務費交付金等)の割合が概ね1対1であることから、所得譲与税の都道府県分と市町村分とをそれぞれ2分の1とすることとしたものである。

また、官報で公示された最近の国勢調査による各都道府県又は各市町村の人口にあん分して譲与するものとされ、譲与基準は人口とされている。これは、所得譲与税が、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲までの間の暫定措置であることを踏まえ、客観的かつ簡明な基準として、譲与基準として国勢調査人口を採用することとしたものである。

出典:「改正地方税制詳解(平成16年度)」

- 平成18年度は、各団体の最終的な税源移譲額、平成17年度までに譲与等された所得譲与税・税源移譲予定特例交付金の金額を踏まえた額を譲与基準として、税源移譲額(都道府県(21,794億円)及び市町村(8,300億円))を譲与。